様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第１面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和6年6月15日

大阪市長　　殿

提出者

住所 大阪府大阪市住吉区南住吉三丁目５番15号

氏名 医療法人錦秀会　阪和病院

理事長　　籔本　武志

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 06-6692-1181

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の２第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	医療法人錦秀会　阪和病院
事業場の所在地	大阪府大阪市住吉区南住吉三丁目５番15号
計画期間	令和６年４月１日～令和７年３月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	83：病院
②事業の規模	432床
③従業員数	405名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	感染性廃棄物＞地下１階感染性廃棄物置場 ＞収集運搬業者＞処分業者＞最終処分

（日本工業規格　Ａ列４番）

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）

別紙のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度（令和５年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
排　　出　　量	67　t	t

（これまでに実施した取組）

例年同様、感染性廃棄物排出量削減に取り組んでいるが、院内での感染症発生に伴い、昨年度に比べて感染性廃棄物の排出量が増加した。

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
排　　出　　量	65　t	t

（今後実施する予定の取組）

感染性廃棄物の適正な管理・分別に取り組み、感染性廃棄物の排出量抑制に努める。

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）

産業廃棄物と感染性廃棄物は別廃棄場所を確保するなど、適正な分別保管に取り組んでいる。

②計画

（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）

引き続き適正な分別保管に取り組む。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

【前年度（令和５年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t

（これまでに実施した取組）
実施していない。

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t

（今後実施する予定の取組）
予定なし。

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

【前年度（令和５年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の 量	0 t	t
自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	t

（これまでに実施した取組）
実施していない。

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	t

（今後実施する予定の取組）
予定なし。

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

【前年度（令和５年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t

（これまでに実施した取組）

実施していない。

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t

（今後実施する予定の取組）

予定なし。

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

【前年度（令和５年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
全処理委託量	67 t	t
優良認定処理業者への処理委託量	67 t	t
再生利用業者への処理委託量	0 t	t
認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t

（これまでに実施した取組）

処理状況等の確認のため、処理場の現地確認を実施している。

	②計画	【目標】		
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
		全処理委託量	65 t	t
		優良認定処理業者への処理委託量	65 t	t
		再生利用業者への処理委託量	0 t	t
		認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
		（今後実施する予定の取組）		
		感染性廃棄物の適正な管理・分別に取り組み、感染性廃棄物排出量の削減を目指す。処理状況を適宜確認し、委託を行う。		
電子情報処理組織の使用に関する事項		【前年度（令和５年度）実績】		
		特別管理産業廃棄物排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。）	67	t
		（今後実施する予定の取組等） 2022年４月に電子マニフェストシステムに加入し、2022年５月より運用開始している。今後も引き続き活用していく。		
※事務処理欄				

備考

1　前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに１枚作成すること。

2　当該年度の６月30日までに提出すること。

3　当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了　するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

4　「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

5　「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。

6　「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第６条の11第２号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の３の３第１項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

7　「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第２条第４項第５号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第８条の31の４に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。

8　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が３以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

9　※欄は記入しないこと。

添付書類 管理体制図及び各部署の役割

【管理体制図】

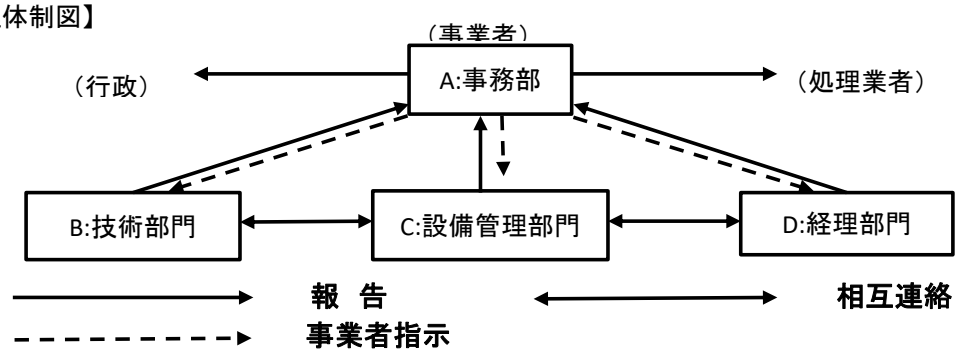

【各部署の役割】

部署	役割
A 事務部	・産業廃棄物の発生から処分に至るまでの帳簿等を作成して統括的に把握管理 ・産業廃棄物の発生工程、種類ごとの発生量、排出量及び性状等のチェック、集計等 ・処理施設（事業場内・外）の定期的査察 ・行政に対する報告等 ・処理業者委託の委託契約、委託量、委託伝票（マニフェスト）等の管理 ・産業廃棄物の適正管理及び減量化等に関する社内啓発 ・各部署間の調整及び指示 ・廃棄物の資源化・減量化及び適正管理について検討し産業廃棄物処理計画の策定及 びその実施
B 技術部門	・製造工程の研究開発 ・産業廃棄物処理技術の研究開発 ・産業廃棄物減量化手法の調査研究 ・上記内容をAに報告
C 設備管理部門	・産業廃棄物の種類、性状、発生量及び排出量等の把握 ・各現場の施設の維持管理点検等 ・保管施設での保管量の把握、記録の作成等 ・中間処理施設の稼働状況の把握、記録の作成等 ・最終処分場の稼働状況の把握、記録の作成等 ・産業廃棄物の分析及び環境事象の分析、測定等 ・上記内容をAに報告
D 経理部門	・産業廃棄物の適正処理費用の算出 ・委託料金の支払方法による業者管理 ・上記内容をAに報告